

# シンプルでんき with Netflix

(個別約款)

2021年11月1日実施



## 目 次

<u>1 適用条件</u> .....	1
<u>2 個別約款の変更</u> .....	1
<u>3 契約期間</u> .....	3
<u>4 契約種別</u> .....	3
<u>5 オプションプラン</u> .....	3
<u>6 料 金</u> .....	4
<u>7 Netflix サービスの利用</u> .....	4
<u>8 契約種別変更の取扱い</u> .....	7
<u>9 日割計算</u> .....	7
<u>10 需給開始に至らないで需給契約を廃止される場合の事務手数料等相当額の申受け</u> .....	7
<u>11 解約の取扱い</u> .....	7
<u>12 そ の 他</u> .....	8
<u>附 則</u> .....	9
<u>別 表</u> .....	10

東北電力フロンティア株式会社（以下「当社」といいます。）の電気料金プランである「シンプルでんき with Netflix」は、ご契約いただくことで、Netflix 合同会社（以下「Netflix 社」といいます。）が提供する有料会員制サービス（以下「Netflix サービス」といいます。）をご利用いただけるプランです。

## 1 適用条件

- (1) この個別約款は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用するお客さまが、この個別約款の適用を希望され、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に基本約款とあわせて適用いたします。

イ お客さまが、Netflix 社が定める Netflix 利用規約および個人情報保護方針をあらかじめ承諾すること。

ロ 契約電流、契約容量または契約電力（この場合、10 アンペアおよび 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が、原則として 50 キロワット未満であること。

- (2) この個別約款は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。

## 2 個別約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この個別約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の個別約款によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この個別約款を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの個別約款を変更いたします。

なお、この個別約款を変更するまでの間、この個別約款における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ Netflix 利用規約、個人情報保護方針および Netflix サービスのメンバーシップ料金（以下「Netflix メンバーシップ料金」といいます。）の変更により、この個別約款を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の Netflix 利用規約、個人情報保護方針および Netflix メンバーシップ料金をふまえこの個別約款を変更いたします。

ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの個別約款を変更いたします。

ニ イ、ロおよびハ以外の事由であって、電源調達費または再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の変動、または社会情勢の変化等、合理的な理由により、この個別約款を変更する必要がある場合

(2) 当社は、この個別約款の変更を行なう場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

この場合、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。

なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要についてのみお知らせし、

変更した後のお知らせはいたしません。

- (3) 当社は、この個別約款の変更を行なう場合は、その内容について、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

### 3 契約期間

契約期間は、基本約款7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。ただし、契約期間満了に先だって、原則として当社が提供する他の需給契約に変更することはできません。

### 4 契約種別

契約種別は、次のとおりとし、お客さまが利用できる Netflix サービスのプランは、Netflix ベーシックプランといたします。

契約種別
シンプルでんき S with Netflix
シンプルでんき M with Netflix
シンプルでんき L with Netflix

### 5 オプションプラン

オプションプランは、次のとおりとし、お客さまが希望される場合に、適用を受けられるものといたします。

オプションプラン
Netflix スタンダードプラン
Netflix プレミアムプラン

## 6 料 金

(1) 料金は、1月につき定額料金および従量料金の合計といたします。

契約種別	定額料金 (1契約につき)	従量料金 (定額電力量をこえる使用電力量1kWhにつき)	定額電力量
シンプルでんき S with Netflix	4,900 円 00 銭	38 円 70 銭	150kWh
シンプルでんき M with Netflix	7,700 円 00 銭	37 円 70 銭	250kWh
シンプルでんき L with Netflix	12,200 円 00 銭	36 円 70 銭	400kWh

(2) お客さまがオプションプランの適用を受ける場合は、料金は、(1)によって算定された料金に、次のオプション料金（料金算定期間の始期に適用されるオプションプランといたします。）を加えた金額といたします。

なお、オプション料金は、基本約款 21（料金の算定）(1)イ、ロおよびハにかかわらず、料金の算定期間を「1月」として算定するものとし、日割計算はいたしません。

オプションプラン	オプション料金 (1契約・1月につき)
Netflix スタンダードプラン	500 円 00 銭
Netflix プレミアムプラン	990 円 00 銭

## 7 Netflix サービスの利用

(1) Netflix サービスの利用開始

イ 当社は、この個別約款による需給契約が成立した後、Netflix サービスの利用登録についてお客さまへお知らせし、お客さまは、Netflix 社のウェブサイトより、Netflix サービスの利用登録を行なっていただきます。この場合、Netflix サービスの利用登録が完了した日から、Netflix サービスの利用が可能となります。

ロ お客さまが既に Netflix 社のアカウントを所有する場合（以下、お客

さまが既に所有するアカウントを「既存アカウント」といいます。)は、次によります。

(イ) Netflix 社に登録している既存アカウントのメールアドレスで Netflix サービスの利用登録を行なっていただきます。この場合、お客さまが Netflix サービスの利用登録後に利用できるプランは、Netflix ベーシックプランといたします。

なお、お客さまが既存アカウントの情報で利用登録を完了するまで、既存アカウントに対して Netflix 社からの請求が継続して発生することがあります。

また、お客さまが既存アカウントの情報以外で利用登録を行なった場合、既存アカウントに対して Netflix 社からの請求が継続して発生いたします。

(ロ) 他社が提供するサービスにより Netflix サービスを利用しているお客さまが、既存アカウントの情報で利用登録を行なった場合、利用登録が完了してもなお既存アカウントに対する他社からの請求が継続して発生することがあります。

## (2) オプションプランの取扱い

イ お客さまがオプションプランの利用開始または変更を希望される場合は、Netflix社のウェブサイトより、NetflixスタンダードプランまたはNetflixプレミアムプランへの変更申込みをしていただきます。この場合、プランの変更申込みが完了した日から、変更後のプランを利用することができます。

ロ お客さまがオプションプランの廃止を希望される場合は、Netflix社のウェブサイトより、Netflixベーシックプランへの変更申込みをしていただきます。この場合、プランの変更申込みが完了した日から、オプションプランを利用することはできません。

## (3) その他

イ Netflixサービスに関する事項は、Netflix利用規約によるものとした

します。

ロ 当社は、この個別約款による Netflix サービスを提供する目的のため、Netflix 社に対して次のお客さま情報を提供いたします。

(イ) メールアドレス

(ロ) 携帯電話番号

(ハ) 契約種別（オプションプランを含みます。）

(ニ) その他 Netflix サービスの提供に必要な事項

ハ お客さまが Netflix サービスを利用しない場合または Netflix 社が Netflix 利用規約を変更した場合等、当社の責めとならない理由によりお客さまに不利益が生じた場合、当社はその責めを負いません。

ニ この個別約款による需給契約が消滅した場合またはこの個別約款で定める契約種別以外の契約種別へ変更した場合は、この個別約款による需給契約にもとづく Netflix サービスは自動的に解約されます。

ただし、既存アカウントにより Netflix サービスの利用登録を行なっていたお客さま（(1)ロ(ロ)に該当し、他社からの請求を停止する手続きを行なったお客さまを除きます。）は、Netflix アカウントは自動的に解約されません。この場合、この個別約款による需給契約が消滅した時点で、Netflix 社からの請求が再開いたします。

ホ 転居により、転居元でこの個別約款による電気の使用を廃止しようとし、転居先で引き続きこの個別約款による電気の使用を希望されるお客さまが、転居元の廃止期日前に転居先の電気の使用開始の申込みをされ、需給契約が成立した場合は、転居元と同一の Netflix アカウントにより Netflix サービスが継続されます。

ヘ ホに該当する場合、Netflix アカウントは転居先の需給契約に帰属するものとし、新たな Netflix アカウントを付与しないことによる料金の減額は行ないません。この場合、フロンティア e ポイント（当社から電気の供給を受けるお客さま向けのポイントサービスをいいます。）3,000 ポイントを付与いたします。



## 8 契約種別変更の取扱い

お客さまが、契約種別の変更を希望される場合は、当社所定の方法によって申込みをしていただきます。

なお、契約種別の変更日は、原則として、お客さまが、契約種別の変更申込みをされ、当社が受付完了した日の直後の検針日といたします。

## 9 日割計算

(1) 当社は、基本約款 21（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 定額料金は、別表（日割計算の基本算式）1 により日割計算をいたします。

ロ 従量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ 定額電力量は、別表（日割計算の基本算式）2 により日割計算いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 基本約款 21（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、基本約款 21（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

## 10 需給開始に至らないで需給契約を廃止される場合の事務手数料等相当額の申受け

需給契約が成立した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止される場合は、当社は、1 契約につき 880 円を事務手数料等相当額として申し受けます。

## 11 解約の取扱い

(1) 当社は、次の場合には、この個別約款にもとづく需給契約を解約するこ

とがあります。

イ お客様が、Netflix サービスを解約しようとする場合

ロ Netflix 社が、お客様の Netflix サービスを終了することが明らかになった場合

ハ 当社が、お客様が Netflix サービスを不正に利用されていると判断した場合

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) (1)により需給契約を解約する場合には、当該一般送配電事業者は、解約日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、当該一般送配電事業者があらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

## 12 その他

その他の事項については、基本約款によるものといたします。

# 附 則

## 実施期日

この個別約款は、2021年11月1日から実施いたします。

# 別 表

## 日割計算の基本算式

- 1 定額料金の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- 2 定額電力量の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$6 \text{ (料金) に定める} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、日割計算後の定額電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- 3 基本約款 21 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、1 および 2 の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$  は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$  といたします。

- 4 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の 1、2 および 3 の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

### (1) 検針期間の日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間の日数といたします。

### (2) 暦日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。